



# 別海町議会会議録

第1号（平成30年12月11日）

## ○議事日程

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名                                    |
| 日程第 2 |        | 議会運営委員会報告                                     |
| 日程第 3 |        | 会期決定の件  |
| 日程第 4 |        | 諸般の報告   |
| 日程第 5 |        | 行政報告  |
| 日程第 6 |        | 提出案件の概要説明                                     |
| 日程第 7 | 議案第71号 | 平成30年度別海町一般会計補正予算（第4号）                        |
| 日程第 8 | 議案第72号 | 平成30年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）                   |
| 日程第 9 | 議案第73号 | 平成30年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）                |
| 日程第10 | 議案第74号 | 平成30年度町立別海病院事業会計補正予算（第3号）                     |
| 日程第11 | 議案第75号 | 平成30年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）                      |
| 日程第12 | 議案第76号 | 別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第13 | 議案第77号 | 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について    |
| 日程第14 | 議案第78号 | 教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について     |
| 日程第15 | 議案第79号 | 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について               |
| 日程第16 | 議案第80号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第81号 | 別海町立児童遊園地設置条例の一部を改正する条例の制定について                |
| 日程第18 | 議案第82号 | 工事請負契約の締結について（中西別上風連線改良舗装工事）                  |
| 日程第19 | 議案第83号 | 工事請負契約の締結について（根室中部3号主要幹線改良舗装工事）               |
| 日程第20 | 議案第84号 | 財産の取得について（生活バス）                               |
| 日程第21 | 議案第85号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町児童デイサービスセンター）          |
| 日程第22 | 議案第86号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町酪農工場）                  |

- 日程第 2 3 議案第 8 7 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町農漁村加工体験施設）
- 日程第 2 4 報告第 1 3 号 専決処分の報告について（旧奥行臼駅通所主屋保存修理工事）
- 日程第 2 5 報告第 1 4 号 専決処分の報告について（東富岡地区農道改良舗装工事）
- 日程第 2 6 報告第 1 5 号 専決処分の報告について（中西別上風連線改良舗装工事）
- 日程第 2 7 報告第 1 6 号 専決処分の報告について（根室中部 3 号主要幹線改良舗装工事）
- 日程第 2 8 報告第 1 7 号 専決処分の報告について（中西別上風連線改良舗装工事）
- 日程第 2 9 報告第 1 8 号 専決処分の報告について（町道別海床丹港線舗装修繕工事）
- 日程第 3 0 報告第 1 9 号 専決処分の報告について（西和地区農道改良舗装工事）

### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員会報告
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 提出案件の概要説明
- 日程第 7 議案第 7 1 号 平成 3 0 年度別海町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 8 議案第 7 2 号 平成 3 0 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 7 3 号 平成 3 0 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 0 議案第 7 4 号 平成 3 0 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 1 議案第 7 5 号 平成 3 0 年度別海町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 2 議案第 7 6 号 別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 7 7 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 7 8 号 教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 7 9 号 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 8 0 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 8 1 号 別海町立児童遊園地設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 8 2 号 工事請負契約の締結について（中西別上風連線改良舗装工事）
- 日程第 1 9 議案第 8 3 号 工事請負契約の締結について（根室中部 3 号主要幹線改良舗装工事）
- 日程第 2 0 議案第 8 4 号 財産の取得について（生活バス）

- 日程第21 議案第85号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町児童デイサービスセンター）
- 日程第22 議案第86号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町酪農工場）
- 日程第23 議案第87号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町農漁村加工体験施設）
- 日程第24 報告第13号 専決処分の報告について（旧奥行臼駅通所主屋保存修理工事）
- 日程第25 報告第14号 専決処分の報告について（東富岡地区農道改良舗装工事）
- 日程第26 報告第15号 専決処分の報告について（中西別上風連線改良舗装工事）
- 日程第27 報告第16号 専決処分の報告について（根室中部3号主要幹線改良舗装工事）
- 日程第28 報告第17号 専決処分の報告について（中西別上風連線改良舗装工事）
- 日程第29 報告第18号 専決処分の報告について（町道別海床丹港線舗装修繕工事）
- 日程第30 報告第19号 専決処分の報告について（西和地区農道改良舗装工事）

○出席議員（16名）

1番	小 椋 哲 也	2番	外 山 浩 司
3番	大 内 省 吾	4番	木 嶋 悦 寛
5番	松 壽 孝 雄	6番	森 本 一 夫
7番	今 西 和 雄	8番	西 原 浩
9番	杳 澤 昌 廣	10番	小 林 敏 之
11番	瀧 川 榮 子	12番	戸 田 憲 悦
13番	中 村 忠 士	14番	渡 邊 政 吉
副議長	15番 佐 藤 初 雄	議 長	16番 松 原 政 勝

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	曾 根 興 三	副 町 長	佐 藤 次 春
教 育 長	伊 藤 多加志	監 査 委 員	杉 本 義 久
選挙管理委員長	高 崎 好 藏	農 業 委 員 会 会 長	小 野 榮 一
総 務 部 長	竹 中 仁	福 祉 部 長	河 嶋 田 鶴 枝
産 業 振 興 部 長	登 藤 和 哉	建 設 水 道 部 長	山 岸 英 一
教 育 部 長	山 田 一 志	病 院 事 務 長	大 槻 祐 二
会 計 管 理 者	阿 部 美 幸	農 委 事 務 局 長	中 村 公 一
監 査 委 員 事 務 局 長	小 湊 昌 博	総 務 部 次 長	今 野 健 一
福 祉 部 次 長	青 柳 茂	産 業 振 興 部 次 長	門 脇 芳 則
建 設 水 道 部 次 長	小 島 実	教 育 部 次 長	石 川 誠
総 務 課 長	今 野 健 一	総 合 政 策 課 長	佐々木 栄 典
財 政 課 長	寺 尾 真 太 郎	税 務 課 長	宮 本 栄 一
防 災 交 通 課 長	麻 郷 地 聡	西 春 別 支 所 長	田 村 康 行

尾岱沼支所長	福原義人	福祉課長	干場みゆき
町民課長	青柳茂	老健施設事務長	川畑智明
保健課長	干場富夫	農政課長	小野武史
水産みどり課長	新堀光行	管理課長	伊藤一成
建築住宅課長	田畑直樹	事業課長	小島実
上下水道課長	外石昭博	学務課長	入倉伸顕
生涯学習課長	石川誠	給食センター長	入倉伸顕
中央公民館長	内山宏	西公民館長	田村康行
東公民館長	福原義人	図書館長	千葉宏
病院事務課長	三戸俊人		

○議会事務局出席職員

事務局長 浦山吉人 主 幹 松本博史

○会議録署名議員

4番	木嶋悦寛	5番	松壽孝雄
6番	森本一夫		

◎開会宣告

○議長（松原政勝君） おはようございます。

平成30年第4回定例会の開会にあたり一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、年末を控え、公私御多忙のところ御出席をいただき、厚く感謝を申し上げます。

さて、我が国経済の基調判断は、内閣府の月例経済報告によると、景気は緩やかに回復し、雇用、所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される一方で、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があるとされるなど、依然として不透明な状況にあると言えます。

このような情勢の中、国の平成31年度予算については、手を緩めることなく本格的な歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ予算の中身を大胆に重点化するとされたところです。

厳しい国の予算編成方針が示される中、本町においても、少子高齢化、人口減少、社会保障、保健・医療対策などによる国の負担の増や、経年による公共施設の老朽化対策、産業の振興施策など、さまざまな行政課題の解決に向け、新しい総合計画の策定や新年度の予算編成作業が急ピッチで進められていることと認識しております。

議会といたしましても、行政と十分に疎通を図りながら建設的な提言を行い、地域振興施策の推進に一層努めなければならないと改めて強く思うところでございます。

平成27年4月の改選で、私ども16名の議員が町民の代表として選出されましたが、その任期も残すところ、およそ4カ月となりました。

町民の負託を受けた私どもは、町民本位の議会を確立するため、議会活性化計画に基づき各種取り組みを進めてまいりましたが、残された期間においても取り組みの総括をしっかりと行い、引き続き職務に邁進し、町政の健全な発展と住民福祉の増進に寄与すべく、議員全員で力を合わせて取り組んでまいりたいと考えております。

本日から開会する第4回定例会に提出される議案につきましては、後ほど副町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、議会本来の権限を十分に発揮し、適正で妥当な議決に至りますようお願いを申し上げます。

先週末の降雪とともに一段と冷え込みが厳しくなり、いよいよ冬本番となってまいりましたが、議員各位には御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げておきます。

ただいまから平成30年第4回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松原政勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。  
4番木嶋議員、5番松壽議員、6番森本議員、以上3名を指名いたします。

## ◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（松原政勝君） 日程第2 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西原 浩君） はい。

議会運営委員会から報告いたします。

11月30日及び12月5日に開催いたしました議会運営委員会で第4回定例会に係る運営等について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。

第4回定例会に町側から提出されております案件は、全部で24件であります。

そのうち議案は17件で、内容は、平成30年度各会計補正予算が5件、条例の一部改正が6件、工事請負契約が2件、財産の取得が1件、公の施設に係る指定管理者の指定が3件となっており、これら提出議案の全てについて委員会の付託を省略し、本会議において質疑・討論、採択すべきものとししました。

なお、人事院勧告による報酬や給与に関する条例の一部改正4件については、関連がありますので一括議題といたします。

また、報告案件は、専決処分の報告が7件で、いずれも工事に係るものであり、一括報告といたします。

次に、会期及び議事日程であります。

第4回定例会の会期は、12月11日から14日までの4日間とし、初日には町長提出案件の内容説明、質疑、報告を行います。

二日目には一般質問を行い、三日目は休会とし、各常任委員会を開催し、議案の調査等を行います。

最終日は、町長提出議案の討論・採決を行い、その後議員提出案件等の内容説明、質疑・討論、採決を行うこととしました。

また、本年第3回定例会において、平成29年度各会計決算審査特別委員会に付託いたしました平成29年度各会計決算の認定第1号から認定第8号については、定例会最終日に委員長報告を受け、一括質疑の後、各会計の討論、採決をすることといたしました。

なお、本定例会においても休会日を1日設けて、各常任委員会での議案調査や所管事務調査など、討議の時間を確保した日程としましたので、常任委員会の運営については、委員長を初め、委員各位の御協力をお願いいたします。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、西原議員、木嶋議員、中村議員、外山議員、瀧川議員、小椋議員の6名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規程の定めに基づき、通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、効率的な議会運営と活発な政策議論となるよう、町民にわかりやすい簡明かつ明確な質問や答弁内容に配慮されますようお願い申し上げます。

次に、請願・陳情等についてであります。

請願・陳情等に係る対応については、慎重に協議をいたしました。

受理をした案件1件については、本町の対象者の実情にもかなうものと判断し、発委することで協議いたしました。

次に、議員・委員会提出案件であります。

現在予定されております提出案件は、議員提出案件1件と委員会提出案件が1件の計2件であります。

議員提出案件の「国民健康保険税の負担軽減のためさらなる財政支援を求める意見書」については、瀧川議員から提出されます。

また、委員会提出案件の「難病医療費助成制度の改善を求める意見書」については、福祉医療常任委員会から提出されるものであり、いずれも定例会最終日に提案されることになっております。

最後に、反問権についてですが、町長ほか職員が議長の許可により議員の質問に対して論点を明確にするためのもので、議会での議論が活性化し、議論のポイントを町民の皆様にはわかりやすくするために導入したものであります。

町長初め、執行機関並びに議員各位には、その趣旨を十分理解いただきますよう、お願いいたします。

以上で議会運営委員会で協議しました内容の報告といたします。

---

### ◎日程第3 会期決定の件

○議長（松原政勝君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの4日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月14日までの4日間と決定いたしました。

---

### ◎日程第4 諸般の報告

○議長（松原政勝君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第5 行政報告

○議長（松原政勝君） 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。

本日、平成30年第4回町議会定例会を招集させていただきました。

今年も残すところ3週間程度となりまして、皆様方におかれましては大変お忙しい時期とは思いますが、全員の皆様方の御出席をいただき、本当にありがとうございます。

定例会開会にあたりまして行政報告をいたします。

初めに、9月6日に発生した胆振東部地震による大規模停電に係る被害状況でございますけれども、11月7日付で一応道のほうへ、うちのまちにおける最終被害状況を報告い

たしました。

酪農業では、生乳廃棄が3,000トン強、被害額が3億を超えております。

細かい数字については、質問をされる議員もおられるようですので、後ほど答弁の中で細かく御報告を申し上げたいと思います。

商業のほうでも、宿泊のキャンセルや食品の廃棄など、おおむね500万円を超える被害が発生しております。

その他にも公共施設の被害等を含めまして、うちのまちの総被害は3億3,974万円ということで、道のほうに報告をしております。

次に、産業の動向についてでございます。

酪農畜産の情勢ですが、町内の生乳生産量は、本年1月から10月までで40万3,000トン、これは、対前年比で101.5%というふうになっておりまして、生産額で言いますと402億4,000万円、これは対前年比で言いますと102.4%ということで、いずれも伸びております。

9月は、胆振東部地震のブラックアウトで対前年比で91%まで落ちておりますけれども、10月には前年並みに回復している状況でございます。

それと、本年度の牧草の収穫状況でございますけれども、収量につきましては、10アール当たり、1番草で2,335キロ、2番草が1,292キロ、合計で3,627キロと、平年と比べまして98%の収量となっております。

量的には、ほぼ平年並みでございますけれども、いかんせん栄養価が心配で、これが平年並みではないというようなことで、その与える影響が来年の生産量にどのような数字として出てくるか、今のところ懸念されているところでございます。

また、牧草以外の飼料用トウモロコシの収量は、10アール当たり、露地栽培で4,542キロ、これは、平年比86%ということで、天候不順がこたえまして、若干減収にあるということでございます。

なお、本年度の生産農家の戸数でございますけれども、これは、10戸が離脱しております。

終農したり離農したりしております。

終農というのは、終わるということでございますけれども、これが10戸でございまして、それに対しまして新規就農、新しく農業に関わることになりました方々は4戸ございまして、差し引きしますと11月末現在で本町の農家戸数は657戸となっております。

次に、水産業の状況でございます。

本町の主要漁業であります秋サケ定置網漁は、11月15日で操業を終えました。

漁獲数量は、対前年比で野付漁協は177%、別海漁協は114%、町全体では、162%ということで、数量で言いますと2,822トンということでございます。

金額では、両漁協合わせて106%の18億6,451万円ということになりました。

数量は、昨年を上回っておりますけれども、いかんせん皆さんお気づきのように、魚体そのものが大変小型化しておりまして、過去10年間の平均に対して46%にとどまる結果となっております。

また、その他の魚種も含めました両漁協の水揚げ状況でございますけれども、数量では、対前年比115%、トン数で言いますと2万8,591トン、金額で言いますと94%の81億9,941万円ということでございまして、水揚げ数量がふえてるのに金額は落ちてるということでございまして、これは、ホタテガイの小型化による価格の減少が大きな

要因であり、影響しているというふうに判断しているところでございます。

今後、12月1日からは冬期のホタテ漁が始まっておりまして、これは、歳末商戦を控えて、価格が少し上昇していただければと、そんな期待を持っているところでございます。

今現在は、若干上がったようでございます。

続いて、エゾシカ駆除対策の状況と今後の予定でございますけれども、エゾシカの駆除につきましては、5月7日から5月30日までの21日間で1,300頭、また、秋駆除は、9月12日から10月18日までの29日間で1,200頭、合計で2,500頭を達成しております。

これは、対前年比115%でございます。

現在は、越冬対策として、野付半島及び走古丹地区におきまして、囲いわなによる生体捕獲を行っております。

今年度は、開始時期を例年よりも1カ月早めまして、11月から始めておりまして、来年の3月までの5カ月間で1,100頭の捕獲を目標として、個体数の調整に努めております。

次に、商工業と観光についてでございます。

11月末現在の主な中小企業振興事業の実施状況は、開業支援や経営拡大助成等を目的とした「起業家支援事業」でございますけれども、これが1件ということで、前年と比較しますと6件減っておりますけれども、現在、開業に向けた相談を数件受けておりまして、もう少し数字はふえるのかなというふうに考えております。

また、町内の建設業者の受注機会の確保を目的といたしました「地域貢献中小企業支援事業」は43件、これは、前年を2件ほど上回っておりまして、少しずつ効果が出てのかなと思っております。

また、商店街活性化を目的としました「にぎわい商店街創造事業」でございますけれども、これは10件で、前年を1件下回っている状況でございます。

10月末現在の観光客の入り込み数でございますけれども、これは、対前年比82.6%の23万4,000人と大幅に減少しておりまして、これは、9月に発生した地震が大きく影響しているものというふうに判断しております。

地震後行われました別海町の産業祭、さらには10月に行われました「西別川あきあじまつり」は、どちらも天候に恵まれまして、大変大勢の方々に御出席、御参加をいただきました。

少し別海町の秋の味覚をピーアールできたのかなとそんなふうに考えております。

次に、町長の動向でございますけれども、中央要請活動でございます。

11月29日に別海町と、それから別海町自衛隊協力会の合同によります中央要請を行いました。

今回は、私のほかに協力会役員の方々を含めて8名で、防衛省や北海道選出国會議員等に別海駐屯地の充実に関する要請、さらに矢臼別演習場での訓練における騒音対策、民生安定対策について要請活動を行ってまいりました。

要請では、本町における駐屯地の必要性、または駐屯地が地域にとって極めて重要な役割を果たしていること、さらには、矢臼別演習場において実施される演習で、直接障害を受ける周辺住民が長年にわたり、騒音や振動等により将来の生活に不安を持っていることを強く訴えてまいりました。

現在、年内に改定の予定があります防衛計画の大綱と中期防衛力整備計画によりまして、北方防衛よりも南方防衛が重要視されているということで、道内陸上自衛隊員の削減という再編計画が報道されております。

別海駐屯地も隊員削減の可能性があることから、まちづくりに欠かすことのできない存在となっている駐屯地のさらなる充実と、騒音・民生安定対策について、できるだけ迅速に正確な情報を収集しまして、削減回避に向けて、今後も粘り強く要請活動を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、北方領土問題でございます。

現在、国において、北方領土問題解決を含む平和条約締結を推進する交渉が進められております。

北方四島における共同経済活動は、平和条約締結に向けた一つの政策として進められてきており、10月2日に実施されましたビジネスミッションを皮切りに、双方の法的立場を害さない形でのプロジェクトの実施に向けて、着実に政策が進められております。

一方で、元島民の高齢化や後継者不足は、返還運動に困難を来している状態でありまして、一番大切なことは、元島民や後継者の方々がふるさとに安心して帰られるように、また、自由に往来できるようになることだと私は考えております。

今、安倍首相とプーチン大統領の会談がセットされようとしておりますけれども、私たちがどういった行動をすることが安倍首相の背中を押すことができるのか、また一方で足を引っ張ってしまうことになってしまうのか、そこら辺をしっかりと見きわめて行動を起こしていかなければならないということで、今、管内の自治体の首長の中でも、そのことをしっかりと議論していかなければならないという共通認識を持ちまして、先日、1日に行われました銀座のデモ行進でも、コールを今までは「四島返せ」ということでしたけれども、今回はトーンをずっと柔らかくしまして、対決姿勢というよりも友好視野ということを強調したわけでございますけれども、それが、いろいろな意見がございまして、なぜトーンダウンしたんだというような質問もありまして、やはりしっかりした情報とその効果を認識した上で対応していかなければだめだということで、さらに情報収集が必要だというふうに考えているところでございます。

次に、「知床ご当地ナンバー」についてでございます。

オホーツク及び根室管内の7つの町で取り組みを進めてきました「知床ご当地ナンバー」は、図柄入りナンバープレートのデザインを全国に向けて公募してきましたけれども、8月12日の応募期限までに日本全国から178点の応募がございました。

9月21日に行われた選考委員会の審査を経て、5つの作品に絞り、先日、11月5日の協議会で最終的なデザインを決定しました。

既に、新聞でも報道もありましたが、議員の皆様にもごらんいただきたいというふうに思っております。

次に、生涯学習センターの建設についてでございます。

生涯学習センターは、防衛施設周辺民生安定施設整備事業によりまして、元「Aコープ別海店」の跡地周辺で整備を予定し、計画を進めているところでございます。

建設に際しては、町の所有している敷地だけでは不足が生じたため、周辺民有地の取得に向けて交渉を行ってまいりましたが、今般、取得希望地全ての所有者の方との協議が整いまして、年度内に取得手続を完了させることができる見込みとなりました。

協力をいただきました関係者の方々に感謝を申し上げる次第でございます。

次に、監査委員の選任についてでございます。

本町の監査委員であります田村秀男氏が本年11月30日をもって退職をしたい、との願い出があり、承認をいたしました。

後任の監査委員の選任につきましては、田村氏からの願い出があつてからこれまで、協議・調整を行つてまいりましたが、なかなか決定には至らなかったために、本定例会での同意案件提出は見送らせていただくこととなります。

この後、次の定例会に向けて人選を進めてまいりまして、できるだけ早期に皆様方に御提案いたしたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

以上、申し上げます行政報告とさせていただきます。

よろしく願いを申し上げます。

ありがとうございました。

---

### ◎日程第6 提出議案の概要説明

○議長（松原政勝君） 日程第6 提出議案の概要について説明があります。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（松原政勝君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） それでは、本定例会に提出いたしました議案等について、その概要を説明いたします。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程された際に詳細を説明いたしますので、私からは概略の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は、議案が17件、報告が7件でございます。

まず最初に、議案第71号から議案75号までの5件は、平成30年度各会計補正予算です。

議案第71号の「一般会計補正予算」は、道営草地整備事業の一部延期に伴う受益者分担金収入など、事業確定見込みによる関連歳入が減となりましたが、特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付決定による増額や、事業費では、福祉灯油助成事業、西春別駅前団地公営住宅長寿命化事業など、新たに追加される事業や、既存事業で除雪経費等の増額などが見込まれるため9,230万円を増額するものです。

議案第72号の「下水道事業特別会計補正予算」では、農業集落排水事業の追加採択に伴う事業費の増などにより4,350万円を、議案第73号の「介護サービス事業特別会計補正予算」では、老人保健施設利用者の増に伴う施設入所介護サービス収入の増や、燃料費の高騰に伴う施設管理経費の増などにより620万円を、議案第74号の「町立別海病院事業会計補正予算」では、病院管理業務及び医事業務の委託契約更新などにより1,449万4,000円を、議案第75号の「水道事業会計補正予算」では、農業水路等にかかわる無線設備更新工事等の追加により1,535万円を、それぞれ増額するものでございます。

次に、議案第76号から議案第78号は、平成30年人事院勧告に伴い、別海町議会議員、特別職及び教育長の期末手当を、それぞれ0.05月分増額する条例の改正を行うものです。

議案第79号別海町職員の給与に関する条例の一部改正は、同じく平成30年人事院勧告に伴い、職員の月例給を平均で0.2%、また、勤勉手当を一般職、再任用職員ともに0.05月分引き上げ、本年4月1日にさかのぼって支給するよう条例の改正を行うもの

です。

議案第80号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、これまで出張医師に支給していた旅費の一部が報酬に当たるとの指摘を税務署から受けたことに伴って、不支給とした旅費相当額を報酬に加算して支給するため、支給可能な報酬の限度額を引き上げる必要が生じたことから条例の改正を行うものです。

議案第81号別海町立児童遊園地設置条例の一部改正は、別海町立旭町児童遊園地を廃止して、普通財産へ用途を変更することに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議案第82号と議案第83号の工事請負契約の締結については、11月29日に入札を行った工事のうち、予定価格が1件5,000万円を超えるものについて議会の議決を求めるものです。

議案第84号は、財産の取得についてです。

取得する物件は生活バスで、取得予定価格が1,500万円を超えることから議会の議決を求めるものです。

議案第85号から議案第87号は、いずれも公の施設にかかわる指定管理者の指定についてです。

平成31年3月31日をもって指定期間が満了する別海町児童デイサービスセンター、別海町酪農工場及び別海町農漁村加工体験施設について、平成31年4月以降も引き続き、指定管理者による施設管理とするため議会の議決を求めるものでございます。

報告第13号から報告第19号までの専決処分報告については、工事請負契約の一部を変更する必要が生じ、専決処分を行ったことから、その内容について議会に報告するものでございます。

以上で、提出しました議案の概要説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定を賜りますよう、お願いを申し上げます。

---

#### ◎委員会付託省略の議決

○議長（松原政勝君）　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております日程第7　議案第71号から日程第23　議案第87号までの17件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君）　異議なしと認めます。

したがって、日程第7　議案第71号から日程第23　議案第87号までの17件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第7　議案第71号

○議長（松原政勝君）　日程第7　議案第71号平成30年度別海町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君）　はい、議長。

○議長（松原政勝君）　財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君）　議案第71号の内容説明をいたします。

別冊の平成30年度一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成30年度別海町一般会計補正予算（第4号）。

平成30年度別海町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,230万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ206億7,070万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加・変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の追加・変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」で、補正額の欄で申し上げます。

まず、「歳入」です。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項で213万6,000円の増。

12款分担金及び負担金、1項で5,340万8,000円の減。

13款使用料及び手数料、1項で55万3,000円の減。

14款国庫支出金、1項から3項で8,004万6,000円の増。

15款道支出金、2項と3項で2,224万4,000円の減。

16款財産収入、1項と2項で363万1,000円の増。

17款寄附金、1項で252万9,000円の増。

18款繰入金、1項で3,876万9,000円の増。

20款諸収入、4項と5項で2,129万4,000円の増。

21款町債、1項で2,010万円の増。

歳入合計で、9,230万円の追加です。

3ページにお進みください。

「歳出」です。

1款議会費、1項で21万4,000円の増。

2款総務費、1項と4項で1,217万2,000円の増。

3款民生費、1項と2項で293万6,000円の増。

4款衛生費、1項で5万1,000円の増。

6款農林水産業費、1項から4項で8,565万2,000円の減。

8款土木費、2項から5項で1億8,164万2,000円の増。

10款教育費、1項から6項で1,370万1,000円の増。

4ページをお開きください。

13款給与費、1項で3,276万4,000円の減。

歳出合計で9,230万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ206億7,070万円とするものです。

5ページにお進みください。

「第2表 債務負担行為補正」で、まず「追加」です。

1件目、「農業後継者等支援資金利子補給補助金」は、農業を営む者への応援資金貸し

付けに対する利子補給で、期間は「平成31年度から平成54年度まで」、限度額は「34万9,000円」。

次の3件は、「公の施設に係る指定管理者に対する委託料」で、「別海町児童デイサービスセンター」は、期間を「平成31年度から平成35年度まで」、限度額は「4,279万5,000円」。

「別海町酪農工場」は、期間を「平成31年度から平成35年度まで」、限度額は「2,954万9,000円」。

「別海町農漁村加工体験施設」は、期間を「平成31年度から平成35年度まで」、限度額は「4,944万9,000円」とするものです。

次に、「変更」になります。

1件目、「根室中部3号主要幹線改良舗装工事」、及び2件目の「中西別上風連線改良舗装工事」は防衛施設周辺整備道路整備事業ですが、当該事業の補助に係る国の債務負担行為額の増額により、翌年度の事業費の増額を予定とするもので、それぞれ期間に変更はありませんが、限度額において、「根室中部3号主要幹線改良舗装工事」は、「5,007万円」から「5,500万円」。

「中西別上風連線改良舗装工事」は、「1億5,800万3,000円」から「1億6,550万円」に変更するものです。

次に、「第3表 地方債補正」です。

今回の補正は、「追加」と「変更」をするもので、「追加」は1件となります。

公営住宅等整備事業は、西春別駅前団地長寿命化改修事業が本年度の国庫補助事業要望で採択見込みとなったことによりまして、当該事業費の充当財源として地方債を充てるもので、限度額は「8,600万円」。

起債の方法は、「普通貸借または証券発行」。

利率は、「3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れし、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）」。

償還の方法は、「公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。」とするものです。

6ページをお開きください。

続いて「変更」になりますが、「省エネ防犯灯整備事業」以下、全26事業となっております。

これらのうち、7ページの合計欄を除いて、下から2段目の「奥行地区文化財保存整備事業」は、本年度から交付税措置のある地方債の借り入れが可能となりましたため、借り入れ可能額を含めた事業費財源の精査により、補正前の限度額「1,780万円」を補正後において「4,140万円」とするのが大きな変更で、そのほかの事業につきましては、事業費の確定や支出見込み額の精査にあわせ、それぞれの限度額を増減するものですので、事業ごとの説明は省略させていただきます。

なお、変更する全ての事業において、「起債の方法」「利率」「償還の方法」に変更はありません。

7ページ、1番下の合計になりますけれども、「追加」、「変更」を合わせまして、補正前の限度額「21億4,571万3,000円」から2,010万円を追加し、補正後の限度額を「21億6,581万3,000円」とするものです。

次に、「歳入歳出補正予算事項別明細書」の内容説明になりますが、9ページ及び10ページの「総括」は省略いたしまして、11ページ、2の「歳入」からの説明とさせていただきます。

11ページをお開きください。

11ページ、2の「歳入」です。

目の欄の補正額で説明いたしますが、軽微な補助額等の確定や収入実績などによるものは、説明を省略させていただきます、金額のみ申し上げます。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金は、213万6,000円の増。

次に、12款分担金及び負担金です。

1項1目農林水産業費分担金、5,340万8,000円の減は、道営草地整備事業費の減に伴います受益者分担金の減が主なものです。

続いて、13款使用料及び手数料、1項7目教育使用料は、55万3,000円の減です。

12ページをお開きください。

14款国庫支出金です。

1項1目総務費国庫負担金、4,629万1,000円の増は、特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付決定によるものです。

2目民生費国庫負担金は、149万1,000円の増。

2項1目総務費国庫補助金、2,000万円の減は、町有施設の省エネ化調査に係る二酸化炭素排出抑制対策事業の補助金について、当初は環境省の補助金として予算を編成しておりましたが、環境省関連団体からの補助金となりましたので、事業費確定による減額と合わせまして、この後に説明いたします諸収入へ科目変更することによる減額となっております。

4目農林水産業費国庫補助金、1,100万円の増は、農業用水路に係る無線伝送装置更新事業の追加採択見込みにより補助金を増額するものです。

5目土木費国庫補助金、4,119万9,000円の増は、公営住宅西春別駅前団地長寿命化改修事業の補助採択見込みにより防災・安全交付金の増額を行うものです。

6目教育費国庫補助金は、5万6,000円の増。

3項1目総務費国庫委託金は、9,000円の増です。

13ページにお進みください。

15款道支出金です。

2項2目民生費補助金、60万円の増は、福祉灯油助成事業の実施に伴う北海道の地域づくり総合交付金の増です。

4目農林水産業費補助金、297万4,000円の減は、農道に係る基盤整備促進事業に対する補助金が増となる一方で、新規就農者助成に係る北海道からの間接補助金が対象者確定により減となったことが主な内容です。

8目教育費補助金、2,140万円の減は、奥行臼駅通所保存整備事業の財源を交付税措置のある地方債に財源組み替えを行ったことにより、地域づくり総合交付金を減するものです。

3項1目総務費委託金、153万円の増は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律改正の予定を受けまして、来年4月に予定される北海道知

事及び道議会議員選挙が4月第1日曜日になることが見込まれますことから、本年度内に執行する経費がふえることに伴います道からの委託金収入の増となります。

14ページをお開きください。

16款財産収入、1項2目利子及び配当金、112万5,000円の増は、森林組合出資配当金の増が主なものです。

2項1目不動産売却収入、250万6,000円の増は、立木売却収入の増です。

17款寄附金、1項1目一般寄附金は、91万円の増。

2目総務費寄附金、30万円の増は本目新設で、北方領土問題対策費に対する寄附金です。

3目農林水産業費寄附金、131万9,000円の増は本目新設で、水産多面的機能発揮対策事業の上乗せ事業費に係る特定寄附金になります。

15ページにお進みください。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は、3,880万円の増で、補正後の財政調整基金繰入額は13億1,510万円となり、予算上の残高は11億4,163万2,000円となります。

続く、上杉貞賞基金繰入金、3万1,000円の減は廃目で、本年度、上杉貞賞の推薦者がなく、表彰に係る経費等の減にあわせまして基金繰入金を減するものです。

次に、20款諸収入です。

4項2目農林水産業費受託事業収入は、25万7,000円の減。

5項1目雑入、2,155万1,000円の増は、二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金について、国庫支出金からの科目内による増のほか、農業用水路に係る無線伝送装置更新事業に対する水道事業会計からの負担金の増が主なものです。

16ページをお開きください。

21款町債、1項1目総務債は、150万円の減。

3目農林水産業債は、5,180万円の減。

5目土木債、7,840万円の増は、公営住宅西春別駅前団地長寿命化改修事業の財源として、公営住宅建設事業債の増が主なものです。

7目教育債につきましては、500万円の減です。

「歳入」については以上となります。

17ページをお開きください。

3の「歳出」です。

歳入同様、目の欄及び補正額で説明いたしますが、支出額確定など、軽微な減額につきましては説明を省略させていただき、金額のみ申し上げます。

1款議会費、1項1目議会費、21万4,000円の増は、給与制度改定に伴う議員期末手当の増です。

18ページをお開きください。

2款総務費です。

1項5目財産管理費、5,138万6,000円の増は、特定防衛施設周辺整備調整交付金を原資に、翌年度以降に計画いたします子ども医療費助成事業のため、基金積み立てを行うことによる増が主なものです。

6目企画費、1,119万4,000円の増は、18ページの説明欄の下段、地域おこし協力隊推進事業において、来年度1名の採用を目標といたしました募集に係る経費を増

するほか、19ページ説明欄、上から3行目ほどになりますが、町の条例に基づく企業振興促進委員会の答申を受けまして、別海バイオガス発電株式会社に対する固定資産税相当額の補助を1年間延長することによる増が主な内容です。

19ページです。

8目車両管理費は、278万円の減。

11目環境対策費、1,328万円の減は、町有施設の省エネ化調査委託料の確定に伴い、二酸化炭素排出抑制対策事業を減するものです。

12目北方領土問題対策費は、43万円の減。

13目特定防衛施設周辺整備費は、20ページ中段にわたりまして、3,542万7,000円の減です。

20ページをお開きください。

中段、16目諸費は、2万1,000円の減。

4項2目知事及び道議会議員選挙費、153万円の増は、先ほど歳入側で説明いたしましたとおり、法律の閣議決定等に伴い、知事及び道議会議員選挙が4月の第1日曜日となることを見込まれますことから、年度内に執行する必要がある経費について増額するものです。

22ページをお開きください。

3款民生費です。

1項1目社会福祉総務費、559万9,000円の増は、燃料費の高騰に伴い、低所得者等への世帯へ助成を行う福祉灯油助成事業の増などによるものです。

2目老人福祉費、231万6,000円の減は、老人福祉施設へ保護措置を必要とする入所者の増による関連経費の増がある一方で、23ページ上段になりますけれども、今回の介護サービス特別会計の補正により繰出金を減額することによるものです。

23ページ、3目国民年金事務費は、6万4,000円の増。

4目障害者福祉費、6万7,000円の減は、上杉貞賞の表彰推薦者がなかったことに伴う関連経費の減です。

2項2目児童措置費、987万6,000円の増は、24ページの上段にわたりますけれども、児童手当について、前年度に受けた北海道からの負担金の精算返還金が生じることによるものです。

24ページをお開きください。

4目保育園費、997万円の減、及び5目へき地保育園費、25万円の減は、各認定こども園及びへき地保育園の人夫賃等に係る支出見込み額の精査によるものです。

25ページにお進みください。

4款衛生費です。

1項3目環境衛生費は、85万4,000円の減。

6目保健センター費、90万5,000円の増は、燃料費高騰に伴う保健センター管理経費の増です。

26ページをお開きください。

6款農林水産業費です。

1項3目農業振興費、1,103万2,000円の減は、新規就農者支援に係る事業のうち、リース料支援事業と負担軽減支援事業につきましては、それぞれ今後の補助申請者の見込みより増となる一方で、北海道からの間接補助事業であります農業人材力強化

総合支援事業につきましては、補助対象者の確定に伴い減額となるものです。

27ページにお進みください。

5目農地費は、942万円の減。

6目農道整備事業費は、3,445万9,000円の減です。

2項1目広域農道推進費、2,630万3,000円の減は、農業水路に係る無線伝送装置更新補助事業の追加採択見込みによる増などの一方で、28ページ、説明欄の上段になりますが、道営草地整備事業について、台風などの悪天候などの影響によりまして、事業の一部中止があったため減となるものです。

28ページです。

3項4目森林環境保全整備事業費は、700万円の減。

4項1目水産業総務費は、9万7,000円の減です。

2目水産業振興費は、30ページにわたりまして、265万9,000円の増ですが、29ページ、説明欄の下段になります水産物供給基盤整備事業など、北海道が実施する事業費の見込み額精査による負担金の増などによるものです。

31ページまでお進みください。

8款土木費です。

2項2目道路維持費、7,000万円の増は、今後見込まれる除雪事業経費について増額するものです。

3目道路新設改良費は、1,024万9,000円の減。

4目防衛施設周辺道路整備事業費は、33ページ上段にわたりまして、1,188万5,000円の減です。

33ページまでお進みください。

33ページ、3項1目下水道費、702万円の増は、今回の下水道事業会計の補正に伴い繰出金を増額するものです。

4項1目住宅管理費、502万9,000円の増は、公営住宅等補修事業など、公営住宅における退去後の補修工事や地域振興住宅の老朽化による補修工事の増が主な内容となっております。

34ページをお開きください。

2目公営住宅建設事業費、1億3,172万7,000円の増は、西春別駅前団地5号棟12戸の長寿命化改修工事について、平成30年度の国庫補助事業で採択見込みとなったことによりまして増額するものです。

5項1目河川総務費、1,000万円の減は、本別海地区高潮対策事業について、連携して進める必要があります北海道の別海漁港高潮対策事業が本年度での実施見送りとなったため、本事業についても中止としたことによるものです。

35ページにお進みください。

10款教育費です。

1項2目事務局費は、20万8,000円の減。

3目教育指導費は、51万7,000円の減。

4目奨学金は、444万円の減です。

2項小学校費の1目学校管理費、36ページにわたり、711万円の増は、燃料費の高騰に伴う各小学校経費の増が主な内容です。

36ページをお開きください。

36 ページ中段、目2、教育振興費は、59万8,000円の減です。

3項中学校費の1目学校管理費、668万2,000円の増につきましても、小学校費同様に燃料費高騰に伴う各中学校経費の増が主なものです。

37 ページにお進みください。

2目教育振興費は、54万7,000円の減です。

38 ページをお開きください。

4項1目幼稚園管理費、96万6,000円の増につきましても、燃料費に関する各幼稚園経費の増が主なものです。

5項4目青少年教育費は、39ページにわたり、17万7,000円の減。

39ページにお進みいただき、8目図書館費、77万円の増、及び6項1目保健体育総務費、142万6,000円の増につきましても、燃料費の高騰に伴う各施設管理経費の増が主な内容です。

40 ページをお開きください。

2目学校給食費、384万1,000円の増は、給食センターにおける燃料費の増のほか、嘱託職員の賃金等の支出見込み額の精査により増額するものです。

3目へき地学校保健管理費は、7万4,000円の減。

4目総合スポーツセンター費は、41ページにわたり、53万3,000円の減です。

42 ページまでお進みください。

13款給与費、1項1目給与費3,276万4,000円の減は、人事院勧告に基づく給与改定による増額の一方で、会計間の移動による減額など、今後の支出見込み額を精査し、総体で減額となるものです。

以上で、「歳出」の内容説明を終わります。

続きまして、45ページをお開きください。

「補正予算給与費明細書」です。

まず、「1特別職」で、下段の比較の欄で御説明いたします。

まず、長等で、期末手当0.05月分12万3,000円の増。

共済費で29万1,000円の減。

合計で16万8,000円の減。

議員は、期末手当0.05月分の増で、合計で21万4,000円の増。

その他の特別職は、報酬の合計で14万7,000円の減とするものです。

比較の合計になりますが、報酬で14万7,000円の減。

期末手当が33万7,000円の増。

給与費の合計で19万円の増。

共済費は、29万1,000円の減で、全合計で10万1,000円の減となるものです。

46 ページをお開きください。

2の「一般職」、「(1)総括」で、こちらも比較の欄で説明いたします。

職員数は、3人の減。

給料は、1,880万1,000円の減。

職員手当は、268万2,000円の減。

給与費の合計で2,148万3,000円の減。

共済費は、1,131万3,000円の減。

合計で3,279万6,000円の減となります。

下の表、職員手当の内容は、各手当ごとの増減内容となっております。

また、47ページの「(2) 給料及び職員手当の増減額の明細」、及び48ページからになりますが、(3)の「給料及び職員手当の状況」につきましては、説明のほうを省略させていただきます。

以上で、議案第71号一般会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） ここで会議を10分間休憩いたします。

午前11時13分 休憩

---

午前11時23分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第71号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○15番（佐藤初雄君） はい。

○議長（松原政勝君） 15番佐藤議員。

○15番（佐藤初雄君） 過去にも、たしか福祉灯油の助成というのが行われておりますけれども、今般におきましては、この基準日とか条件とか戸数とか、もしあればお願いしたいなと思います。

○議長（松原政勝君） 福祉課長。

○福祉課長（干場みゆき君） 質問にお答えします。

この福祉灯油助成事業は、実施要綱に基づきまして、基準日を11月1日としまして、11月1日時点の灯油購入価格単価が100円を超えた場合に、低所得者に対して増嵩経費の一部を助成するもので、助成の対象者につきましては、11月1日現在で別海町に住所を有し、町道民税が非課税である65歳以上の高齢者のみの世帯、各種障害者手帳、療育手帳の交付を受けた者が属する世帯、ひとり親世帯、生活保護受給世帯のいずれかの世帯として、助成額は、1世帯につき1万円。

生活保護世帯は、生活保護費に暖房代としての冬季加算が含まれていることから、1世帯につき5,000円とするものです。

対象世帯につきましては、対象者の条件として、個人の税情報の事前把握が制限されており、正確な対象者の確認はできておりませんが、過去の実績等を勘案し、高齢者につきましては380件、障がい者につきましては60件、ひとり親世帯につきましては73件、生活保護受給世帯につきましては102件と見込んでおります。

以上です。

○議長（松原政勝君） 15番佐藤議員。

○15番（佐藤初雄君） はい、よろしいです。

○議長（松原政勝君） ほかにございませんか。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 5点質問します。

18ページですが、この基金積立金についてですが、内容、理由は説明ありましたが、基金の残高がどうなるのかということで、残額を教えてください。

これを積み立てていることによってです。

それから、その下ですが、18ページ、1番下段になりますけど、業務委託料で協力隊員の交代に伴う募集の業務に関する委託料だという説明でしたけど、もう少し詳しく114万円がどういうふうに使われるのかということをお聞きしたいと思います。

次のページにいきまして、19ページですけれども、企業振興促進補助金ですが、今までずっとやりとりさせていただいて、新たな町費の投入というのほしないんだというふうにずっと答弁されてたかなというふうに思うんですが、これは新たな町費投入ということに当たらないのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、少し飛びまして26ページの中段あたりなんですけど、農業人材力強化の事業補助金ですけれども、戸数が確定したと、補助対象が決まったということで、当初たしか99戸が予定されてたんじゃないかなというふうに思うんですが、結果としてどうなるのかということと、その減った理由を教えてくださいと思います。

最後ですけれども、28ページの中段、森林環境保全整備事業に関してですが、700万円減額ということですが、いろんなことが計画されていた、造林であるとか、枝打ちであるとか、野鼠だとか、いろんな事業が計画されていたうちのどの部分が減ったのか、それを理由も含めて教えてくださいと思います。

以上です。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

まず、中村議員の1点目の御質問にお答えしたいと思います。

子ども医療費助成事業につきましては、本年度も実施しておりまして、本年度でまず、子ども医療費助成事業としての基金残高、そちらのほうは今現在3,000万円ほどあるんですけれども、そちらのほうは、今年度の事業に充当する予定であります。

その後、このたび補正いたします5,000万円につきましては、翌年度ということになりますので、もし5,000万円を積み立てることとなれば、年度末には5,000万円ということになります。

以上です。

○総合政策課長（佐々木栄典君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 総合政策課長。

○総合政策課長（佐々木栄典君） それでは、私のほうからは、2点目と3点目の御質問についてお答えいたします。

まず、2点目の地域おこし協力隊の委託業務の内容ということで、この委託業務につきましては、新しい地域おこし協力隊の募集に関する委託業務となっております、まず、地域おこし協力隊の募集告知に関すること。

求人サイトの掲載、今のところ「JOIN」ホームページ、それから「マイナビ転職」などを予定しております。

それで、その求人に関する原稿の作成等も予定に入っております。

それから、応募者との連絡調整や、1次選考の実施、そして、2次選考に向けての企画運営の募集事務が主な事業内容となっております。

続いて、3点目の別海バイオガス発電株式会社に新たな支出はしない、ということでしたけども、これまで別海バイオガス発電株式会社につきましては、投資や経営に関する新たな支出はしないというような御説明をしまいましたが、この補助金につきまして

は、企業振興促進条例に基づく補助金でありまして、この別海バイオガス発電株式会社が別海町において事業所を新設したことに伴いまして、この発電施設に関する固定資産税相当額の助成措置をしたところであります。

したがって、この措置は、別海町における企業の開発と促進を図りまして、さらに町の産業振興に資するというので、企業振興促進委員会の答申を受けて補助した制度となっておりますので、新たな投資や経営に関する支出ではないというふうに考えております。

以上です。

○農政課長（小野武史君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 農政課長。

○農政課長（小野武史君） 4点目の農業人材力強化総合支援事業につきまして、まず、交付対象人数につきましては、当初、9名ではなく16名となっております。

また、減額となった理由ですけれども、今回、交付要件となります所得が確定いたしましたので、交付対象者16名に対しまして7名の方が所得額、こちら上限が350万円となっておりますが、これを超えましたことにより9名の方が今回対象となっております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 水産みどり課長。

○水産みどり課長（新堀光行君） 最後の質問でございますが、28ページ、林業費の森林環境保全整備事業の減額についてでございますが、造林事業で面積が減ったこと、及び下刈り、伐採事業についても面積が減ったことによる減額でございます。

以上です。

失礼いたしました。

造林事業で8ヘクタール、伐採事業で18ヘクタール減ったことによる減額でございます。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

このバイオガス発電株式会社に関して、この委員会での協議に基づいて、助成するという事になったという答弁ですが、新たな町費の支出には、私は変わらないのではないかとこのように思うんですね。

経過は、町が単独で決めたことではないというふうな言い方になるのかなというふうには思うんですが、少し苦しい御答弁かなという感じはするんですが、ちょっとその委員会でのそういうふうな決定に至った経過を少し説明していただかないと、これは、ちょっとよくわからないなという感じがします。

それから、もう一つですけれども、1年間延期するということですが、今後どうなのかなという心配も出てくるわけですね。

そういう将来性にかかわって、町の展望といいますか、もうこれ以上の助成というか、補助というのはないんだという考え方なのか、あるいはそうやって委員会で答申があれば、ずっとせざるを得ないという考え方なのか、そこら辺の考え方はどうなのかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、ちょっと聞き漏らしたのかもしれませんが、造林関係ですが、造林事業で8ヘクタールの減、伐採で18ヘクタールの減ということだったんですが、この伐採と

いうのは、除間伐ですかね、皆伐ですかね、どっちなのかな、両方なのかどちらなのかなのか、そこら辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○副町長（佐藤次春君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 19ページの企業振興促進事業の補助金にかかわってのバイオガス株式会社への投資等の質問については、私のほうからお答えしたいと思いますけれども、以前から出ております、その会社の経営に関して、悪化した部分について、増資あるいは新たな投資はしないということは、これまでも一般質問等でたびたびお答えしているとおりでございますけれども、この今回の企業振興促進条例に基づく補助金につきましては、条例で2年間の補助をすることができる、そのことにつきましては、企業振興促進委員会の意見を聞いて町長が決めるということになっています。

前にもお話ししたときに、この事業所につきましては、国の税法上の特別な措置を受けていて、3年間に限ってバイオマス発電所の部分、それから発電施設とまた別に、その施設整備の部分、バイオのですね。

それぞれ2年間について、国の特例措置を受けて、半分について3年間、課税を免除するというようになっております。

国のほうが3年間免除するという、そういう法律の規定をしておりますので、町のほうとしては、一旦は条例に基づいて2年間の補助ということを決めて補助してきましたけれども、今般事業者のほうから国の法律に合わせた年度での助成を受けられないだろうかという申請があったものでございます。

一番最初に予算措置したときもお話ししたと思いますけれども、今現在事業所の補助の対象となっているのが、国の法律の規定の残りの半分の部分について、町が助成をしているということでもあります。

もう半分の部分について、1年間、国の制度に合わせる形で助成をするということについて委員会の意見を伺った上で、地域の企業の振興促進のために、産業の振興のためにやむを得ないのではないかと、という委員会の意見をいただいて、町長がそのように1年間延長する判断をしたということでございます。

このことは、今後どうなのかということですが、今後におきましては税金の部分で言いますと、理由が今申し上げたような理由ですので、国の固定資産税の軽減にかかわる法律に乗っかっている3年に合わせるべきだということが委員会の判断でもありますので、今後、独自の固定資産税の延長等については、町としては考えておりません。

あと、町費の新たな投入、あるいは出資はどうなのかということについては、今までもお答えしているとおりでございますので、新たな出資や投資については、現段階での町としての対応は考えていないということでございます。

○議長（松原政勝君） 水産みどり課長。

○水産みどり課長（新堀光行君） 御質問の件についてお答えいたします。

先ほどの伐採の関係ですが、皆伐及び間伐も含んだ中の面積の減となっております。先ほど18と言ったんですけれども、17の誤りでございました。

大変申しわけございません。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

バイオガス発電株式会社の助成のことですが、町の条例と国の特別措置との関連での説明がありまして、そのことについては以前もお話しされたというふうに思いますが、それが今回補正予算として実施されるということでもあります。

いろんな理由があるというふうに、理由なり根拠なりが今説明されたわけですし、それから委員会の答申であるということもありますから、私自身は、それに対して、その答申を尊重したほうがいいというふうには思うんです。

思うんですけれども、念のためにもう一度お聞きしますが、これ以上の投入はありませんね。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（曾根興三君） 中村議員の質問でございますけれども、ちょっと全体を混乱して言っているのかなというふうに聞き取れるんですけども。

経営悪化のために、それを改善するために支援していると、そういう今後の金の支出と、それから、企業振興のために、その企業が今優良企業でプラスをしているのか、マイナスとしているのかとは違う、うちの町に企業に来てもらおうということで、企業振興という条例があって、固定資産を減免していこうという趣旨の制度ですから、この趣旨に沿ったお金を支出することと経営を改善するためにお金を支出することと、これは全く意味が違うんで。

以前からお答えしていたのは、経営を改善するために支出しなければならないかということに対しては、そういう支出をする考えを持っていないということを行ったんであって、うちの事業制度の中で、条例の中でうたわれている企業振興策をやらないということは一言も言ってませんので、そこを混合しないように御理解をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○13番（中村忠士君） ちゃんと答えてくれないと駄目ですよ。

○町長（曾根興三君） 私は今言いましたけど、経営改善のために今後支出をするという考えはない、というふうに言いました。

それ以上何か御質問なんですか。

○議長（松原政勝君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第8 議案第72号

○議長（松原政勝君） 日程第8 議案第72号平成30年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○上下水道課長（外石昭博君） 議長。

○議長（松原政勝君） 上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） 議案第72号の内容説明をいたします。

別冊の平成30年度別海町下水道事業特別会計補正予算書の1ページをお開きください。平成30年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによ

る。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,350万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,870万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」で、補正額の欄で申し上げます。

まず、「歳入」です。

3款国庫支出金、1項で1,838万円の増。

4款繰入金、1項で702万円の増。

7款町債、1項で1,810万円の増。

歳入合計で4,350万円の追加です。

3ページにお進みください。

「歳出」です。

1款総務費、1項で103万1,000円の増。

2款下水道施設費、1項で479万1,000円の増。

3款集落排水施設費、1項と2項で3,747万6,000円の増。

5款給与費、1項で20万2,000円の増。

歳出合計で4,350万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,870万円とするものです。

次に、4ページをお開きください。

「第2表 地方債補正」の「変更」です。

起債の目的、「農業集落排水事業」、限度額「8,000万円」を1,810万円増額し、「9,810万円」とするものです。

「起債の方法」、「利率」、「償還の方法」については、変更がありませんので、説明を省略いたします。

合計では、補正前の限度額「1億6,260万円」から1,810万円を追加し、補正後の限度額を「1億8,070万円」とするものです。

次に、「歳入歳出補正予算事項別明細書」ですが、1の「総括」は省略し、2の「歳入」から御説明いたします。

7ページをお開きください。

2の「歳入」です。

目の欄の補正額で御説明いたします。

3款国庫支出金、1項2目集落排水施設費補助金、1,838万円の増は、農業集落排水事業で、調査設計委託料の確定見込みによる減、及び補助金の追加採択を受けられる見込みによる増により農山漁村地域整備交付金を増額するものです。

4款繰入金、1項1目繰入金、702万円の増は、歳出予算の増額に伴う一般会計からの繰入金の増です。

7款町債、1項2目集落排水施設債、1,810万円の増は、農業集落排水事業の事業

費の増に伴い借入額を増額するものです。

以上で、「歳入」を終わります。

9ページをお開きください。

3の「歳出」です。

目の欄の補正額で御説明いたします。

1款総務費、1項1目一般管理費、103万1,000円の増は、消費税の納付額確定に伴い増額するものです。

10ページをお開きください。

2款下水道施設費、1項1目処理場費、479万1,000円の増は、処理場の管理経費のうち、電気料金、運搬委託料及び処分委託料に不足が見込まれることによる増です。

11ページにお進みください。

3款集落排水施設費、1項3目施設整備費、3,648万円の増は、農業集落排水事業で、調査・設計委託料の確定見込みによる減と、補助金の追加採択を受けられる見込みによる増です。

2項1目処理場費、99万6,000円の増は、処理場の管理経費のうち、電気料金に不足が見込まれることによる増です。

12ページをお開きください。

5款給与費、1項1目給与費、20万2,000円の増は、人事院勧告に伴う給与改定による増です。

次に、13ページをお開きください。

「補正予算給与費明細書」です。

「1一般職」、「(1)総括」で、上の表の下段、比較の欄で御説明いたします。

職員数の増減はございません。

給料、10万2,000円の増。

職員手当、3万1,000円の増。

給与費計で13万3,000円の増。

共済費、6万9,000円の増。

合計で20万2,000円の増となるものです。

下の表の職員手当の内訳は、各手当ごとの増減内容となります。

下の「(2)給料及び職員手当の増減額の明細」から、14ページの「(3)給料及び職員手当の状況」につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第72号下水道事業特別会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第72号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

○議長（松原政勝君） ここで会議を1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 0時55分 再開

○議長（松原政勝君） 若干時間前でございますけども、皆さんお揃いなので始めたいと

思います。

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

#### ◎日程第9 議案第73号

○議長（松原政勝君） 日程第9 議案第73号平成30年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○老人保健施設事務長（川畑智明君） はい。

○議長（松原政勝君） 老人保健施設事務長。

○老人保健施設事務長（川畑智明君） 議案第73号の内容説明をいたします。

別冊の平成30年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算書1ページをお開きください。

平成30年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ620万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,130万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」で、補正額の欄で申し上げます。

まず、「歳入」です。

1款介護サービス費、1項で640万5,000円の増。

2款使用料及び手数料、1項で310万8,000円の増。

4款繰入金、1項で350万円の減。

5款繰越金、1項で18万7,000円の増。

歳入合計で620万円の追加です。

次に、「歳出」です。

1款介護サービス事業費、1項で270万円の増。

3款給与費、1項で350万円の増。

歳出合計で620万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,130万円とするものです。

次に、「歳入歳出補正予算事項別明細書」ですが、1の「総括」は省略し、2の「歳入」から御説明いたします。

5ページをお開きください。

2の「歳入」です。

目の欄の補正額で説明いたします。

1款介護サービス費、1項1目施設介護サービス費、640万5,000円の増、及び2款使用料及び手数料、1項1目施設介護サービス使用料、310万8,000円の増は、いずれも老人保健施設の入所者の増加によるものです。

6ページをお開きください。

4 款繰入金、1 項1 目繰入金、3 5 0 万円の減は、歳出予算に対する歳入予算超過分を減額するものです。

5 款繰越金、1 項1 目繰越金、1 8 万7, 0 0 0 円の増は、額の確定によるものです。

「歳入」については以上となります。

7 ページをお開きください。

3 の「歳出」です。

歳入同様に目の欄の補正額で説明いたします。

1 款介護サービス事業費、1 項1 目老人保健施設費、2 7 0 万円の増は、重油単価の高騰に伴う燃料費の増です。

8 ページをお開きください。

3 款給与費、1 項1 目給与費、3 5 0 万円の増は、人事院勧告に基づく給与改定による増、新規採用による増、会計間の移動による減などを精査いたしまして、総体で増額となるものです。

「歳出」については以上となります。

9 ページをお開きください。

「補正予算給与費明細書」です。

「1 一般職」、「(1) 総括」です。

下段の比較の欄で説明いたします。

職員数は、新規採用、会計間移動などにより1 名の増。

給与費の給料は、2 2 0 万円の増。

職員手当は、7 0 万円の増。

給与費合計2 9 0 万円の増。

共済費は、9 0 万円の増。

合計で3 8 0 万円の増となります。

下の表、職員手当の内訳は、各種手当の増減内容となっております。

1 0 ページの「(2) 給料及び職員手当の増減額の明細」、及び1 1 ページから1 3 ページの「(3) 給料及び職員手当の状況」につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第7 3 号の内容説明を終わります。

○議長(松原政勝君) 議案第7 3 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第1 0 議案第7 4 号

○議長(松原政勝君) 日程第1 0 議案第7 4 号平成3 0 年度町立別海病院事業会計補正予算(第3 号)を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○病院事務課長(三戸俊人君) はい、議長。

○議長(松原政勝君) 別海病院事務課長。

○病院事務課長(三戸俊人君) 議案第7 4 号の内容説明をいたします。

別冊の平成30年度町立別海病院事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成30年度町立別海病院事業会計補正予算（第3号）。

第1条、総則。

平成30年度町立別海病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出の1款病院事業費用、1項で1,449万4,000円を増額し、23億5,918万1,000円とするものです。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第7条に掲げる経費を次のとおり改める。

1号、職員給与費を775万5,000円増額し、13億5,199万9,000円とする。

次に、3ページからの「補正予算実施計画」は省略させていただき、5ページをお開き願います。

「平成30年度 町立別海病院事業会計補正予算実施計画説明書」です。

先ほど款項で説明いたしましたので、目で説明させていただきます。

「収益的収入及び支出」の「支出」です。

1款病院事業費用、1項1目給与費、805万5,000円の増額は、給与改定、職員の採用、退職、異動等にかかわる支出見込み額精査による増額と、嘱託看護師及び嘱託看護補助員に係る賃金の支出見込みによる増額でございます。

6ページをお開きください。

3目経費、643万9,000円の増額は、今後の消耗品の支出見込み額精査による増額と、病院管理業務、院内保育業務、維持業務等に係る委託料の増額によるものです。

続きまして、7ページをごらんください。

「平成30年度補正予算 町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）」です。

現金の流れを示した表になります。

右側下段の部分で説明いたします。

右側の下から3段目、資金増加額の見込みで、1億233万5,000円の減額見込みとなり、資金期末残高で9,050万円となる予定です。

続きまして、8ページをお開きください。

「給与費明細書」です。

「1総括」。

下段の比較合計欄で説明いたします。

職員数については1名の増。

給料については変更ありません。

報酬・賃金、500万円の増。

手当、168万3,000円の増。

法定福利費、107万2,000円の増。

合計で775万5,000円の増額となるものでございます。

以下、12ページまで、説明を省略させていただきます。

13ページをお開きください。

「平成30年度 町立別海病院事業予定損益計算書」です。

右の下から3行目をごらんください。

当年度純損失の見込み、1億7,243万円となる見込みで、1番下の当年度未処理欠損金が22億6,579万2,000円となる見込みでございます。

14ページの「平成30年度 町立別海病院事業予定貸借対照表」と、15ページの「注記表」の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第74号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第74号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

---

### ◎日程第11 議案第75号

○議長（松原政勝君） 日程第11 議案第75号平成30年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○上下水道課長（外石昭博君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） 議案第75号の内容説明をいたします。

別冊の平成30年度別海町水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成30年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、総則。

平成30年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入です。

1 款水道事業収益、2 項で1 1 1 万 2, 0 0 0 円を増額し、1 0 億 4, 5 1 3 万 2, 0 0 0 円とするものです。

収益的支出です。

1 款水道事業費用、1 項で2 8 万 5, 0 0 0 円を増額し、8 億 3, 3 8 4 万 2, 0 0 0 円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億5,504万2,000円は、減債積立金1億4,970万7,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,331万5,000円、過年度分損益勘定留保資金2億6,202万円を補てんするものとする。）

資本的収入です。

1 款資本的収入、1 項で1, 5 0 0 万円を増額し、2 億 9, 2 9 0 万円とするものです。

資本的支出です。

1 款資本的支出、1 項で1, 5 0 6 万 5, 0 0 0 円を増額し、7 億 4, 7 9 4 万 2, 0 0 0

円とするものです。

2ページをお開きください。

第4条、企業債。

補正予算第4条で定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のように改める。

「変更」です。

起債の目的、「農業水路等長寿命化事業」。

限度額、「1億1,050万円」を1,500万円増額し、「1億2,550万円」とするものです。

「起債の方法」「利率」「償還の方法」については変更がありませんので、説明を省略いたします。

合計では、補正前の限度額「2億6,690万円」から1,500万円を追加し、補正後の限度額を「2億8,190万円」とするものです。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

1号職員給与費、12万7,000円を増額し、5,057万5,000円とするものです。

3ページの「平成30年度 別海町水道事業会計補正予算実施計画」の説明は省略させていただきます。

4ページをお開きください。

「平成30年度 別海町水道事業会計補正予算実施計画説明書」です。

目の欄の補正予定額で御説明いたします。

「収益的収入及び支出」の「収入」です。

1款水道事業収益、2項4目雑収益、1,000円の増は、臨時職員の任用者確定による雇用保険料の増です。

5目消費税及び地方消費税還付金、111万1,000円の増は、農業水路等長寿命化事業に係る無線伝送装置の更新の追加採択の見込みによる事業費の増に伴う一般会計の負担金の増額により、仮払い消費税額が増となることによる消費税還付金の増額です。

続いて、「支出」です。

1款水道事業費用、1項1目原水及び浄水費、10万5,000円の増、2目配水及び給水費、11万6,000円の増は、いずれも人事院勧告に伴う給与改定による増が主なものです。

5ページにお進みください。

4目総係費、6万4,000円の増は、人事院勧告に伴う給与改定と会計間交流など、給与等精査及び臨時職員の任用者確定による賃金の増によるものです。

次に、「資本的収入及び支出」の「収入」です。

1款資本的収入、1項1目企業債、1,500万円の増は、無線伝送装置の更新事業に係る負担金の増に伴い借入額を増額するものです。

続いて、「支出」です。

1款資本的支出、1項1目事務費、6万5,000円の増は、人事院勧告に伴う給与改定による増が主なものです。

2目施設費、1,500万円の増は、無線伝送装置の更新に係る事業費の増による一般

会計の負担金の総額です。

次に、6ページをお開きください。

「平成30年度 別海町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）」です。

現金の流れを示した表になります。

下から3行目をごらんください。

資金増減額の見込みです。

3,026万9,000円の減額となり、下段の資金期末残高で23億5,597万5,000円となる予定です。

7ページにお進みください。

「補正予算給与費明細書」です。

「1総括」。

上の表の比較の合計欄で御説明いたします。

職員数に増減はございません。

給料、10万6,000円の減。

手当、25万円の増。

給与費計で14万4,000円の増。

法定福利費、1万7,000円の減。

合計で12万7,000円の増となります。

以下、手当の内訳から9ページまでの説明は省略させていただきます。

10ページをお開きください。

「平成30年度 別海町水道事業予定損益計算書」です。

下から4行目をごらんください。

当年度純利益の見込みです。

1億6,797万5,000円となる予定です。

11ページの「平成30年度 別海町水道事業予定貸借対照表」と12ページの「注記表」の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第75号水道事業会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第75号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第12 議案第76号から日程第15 議案第79号

○議長（松原政勝君） 日程第12 議案第76号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第13 議案第77号特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第14 議案第78号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第15 議案第79号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての4件については関連がありますので一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（今野健一君） 議案第76号から議案第79号までの4件につきましては関連がありますので、一括して内容を説明いたします。

最初に、本年の給与改正に関する経過について申し上げます。

人事院は、本年8月10日、国家公務員の給与改定について、月例給で平均0.2%、手当で0.05カ月、それぞれ引き上げること等を内容とする勧告を行いました。

この人事院勧告を受け、平成30年11月3日、国家公務員の給与を人事院勧告どおり改定することを閣議決定し、11月28日の参議院本会議で関係改正法案が成立したところです。

初めに、今回の人事院勧告について、若干御説明いたします。

勧告では、企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の1万2,500事業所の約53万人の事務・技術の民間従業員を対象に、個別給与を調査し、本年4月分の給与について民間と国家公務員を比較した結果、国家公務員の給与が655円、率で0.16%下回っており、この格差を解消するため、月例給の引き上げ改正を行おうとするものです。

改正する事項として、行政府職俸給表1については、一般職の初任給を1,500円引き上げ、若年層についても1,000円程度の改定を行おうとするものです。

また、若年層以外は、400円の引き上げを基本に、改定率で平均0.2%引き上げること基本とし、本年4月にさかのぼって実施するものです。

なお、その他の俸給表につきましても、行政職俸給表1との均衡を基本に改定するというものです。

次に、ボーナスは、昨年8月から本年7月までの1年間で、民間の支給割合は4.46カ月であり、国家公務員の4.4カ月を0.06カ月上回っているということから、0.05カ月分を引き上げ、4.45カ月とし、本年度は、12月期の期末手当を引き上げ、平成31年度からは6月期及び12月期の勤勉手当に均等に配分をすることとしております。

また、年間支給率に変更はありませんが、期末手当についても、平成31年度以降、支給月数を6月期と12月期で平準化をし、いずれも1.3カ月とすることとしております。

以上が今年の人事院勧告の主な内容になります。

これら人事院勧告の内容を受け、今回の条例改正につきましては、給与改定勧告を基本とし、職員組合の意見も聞きながら、従来どおり人事院勧告の内容に沿った所要の改正を行おうとするものです。

また、別海町議会委員、特別職、教育長に12月に支給する期末手当について、人事院勧告にあわせ、支給率を100分の5引き上げる改正を行うものでございます。

それでは、議案の説明をいたします。

議案書の6ページをお開きください。

議案第76号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明をいたします。

議案資料の1ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表になります。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

第6条第2項第2号中の「100分の305」を「100分の310」に改正するものです。

次の附則第1項では、「この条例は、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。」というものです。

また、附則第2項では、改正前の別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された12月の期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす、とするものです。

次に、議案の7ページをごらんください。

議案第77号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料は2ページとなります。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

第4条第4項第2号中の「100分の240」を「100分の245」に改正するものです。

次の附則第1項で、「この条例は、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。」というものです。

また、附則2項では、改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された12月の給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす、とするものです。

次に、議案の8ページをお開きください。

議案第78号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案第78号につきましても議案の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の3ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

第3条第4項第2号中の「100分の240」を「100分の245」に改正するものです。

次の附則第1項では、「この条例は、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。」というものです。

また、附則2項では、改正前の教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例に基づいて支給された12月の給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす、とするものです。

次に、議案の9ページをごらんください。

議案第79号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。改正の主な内容につきましては4点となります。

1点目は、宿日直手当の支給限度額の改正。

2点目は、本年度支給する勤勉手当の支給月数の引き上げと、平成31年度以降の勤勉手当の支給割合を6月期及び12月期とも均等に配分をする改正

3点目は、給料表の改正。

4点目は、平成31年度以降の期末手当の支給割合を6月期及び12月期とも均等に配分する改正となります。

それでは、議案の内容を説明いたします。

こちらにつきましても議案の朗読は省略し、議案資料により説明をいたします。

議案資料の4ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

まず、4ページの上段の第15条は宿日直手当です。

4ページ中段から下段までの第17条は勤勉手当、次の5ページから10ページ上段までは、一般行政職の給料表である「給料表(一)」、10ページ中段から15ページ下段にかけては、公務補など技能労務職の給料表である「給料表(二)」、15ページ下段から22ページ中段にかけては、保健師・助産師・看護師等の給料表である「給料表(三)」、22ページ下段から27ページ中段までは、医療技術職の給料表である「給料表(四)」となっております。

それでは、議案資料の31ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例説明資料です。

表は、左から改正項目、関係条例、改正内容、適用年月日を記載しています。

平成30年4月1日から適用される内容を表の上段に、平成31年4月1日から適用する内容を31ページ、表下段から32ページに記載しております。

まず、31ページに表上段の宿日直手当、それから勤勉手当及び期末手当の改正内容についてです。

宿日直手当の支給限度額を、通常の宿日直勤務は、現在の勤務1回につき「4,200円」から「4,400円」に、常直的宿日直は、月額「2万1,000円」から「2万2,000円」に改定するというものです。

次に、表中段の勤勉手当の年間支給割合の改定についてです。

一般職、再任用職員とも0.05カ月分を引き上げるものとし、12月の支給割合を、一般職は、現在の「100分の90」を「100分の95」に、再任用職員は、現在の「100分の42.5」を「100分の47.5」に変更し、平成30年4月1日にさかのぼって適用するというものです。

続いて、表下段から次の32ページの内容についてです。

期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定についてです。

表下段の期末手当の年間支給率に変更はありませんが、平成31年4月1日から6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ均等に配分することとするものです。

また、31ページの先ほど御説明いたしました勤勉手当につきましても、一般職、再任用職員とも0.05カ月分引き上げたものを、同じく平成31年4月1日からは、6月期、12月期の勤勉手当が均等になるように配分するというものです。

それでは次に、議案資料5ページをお開きください。

給料表の改正ですが、それぞれ給料表の給与月額についての説明は省略いたしますが、給料表(一)一般行政職員について、平均0.2%引き上げるものとし、高等学校卒、4年制大学卒の初任給は、民間の初任給との間に差があることから、1,500円引き上げることとし、若年層につきましても1,000円程度の改定を行うものとし、

それ以外の年齢層は、それぞれ400円程度の引き上げを基本に改定を行うものです。

また、再任用職員の俸給月額につきましても同様の改定を行い、本年4月にさかのぼって改正をするものです。

その他の給料表につきましても給料表（一）との均衡を基本として改定するものとし、本年4月1日にさかのぼって改正するものです。

次に附則ですが、議案資料27ページをお開きください。

附則としまして、第1項では、施行期日を公布の日から施行するものとし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行するものです。

第2項では、本年12月に支給する勤勉手当の支給月数の変更、及び改正後の給料表の適用を平成30年4月1日にさかのぼって適用するというものです。

第3項では、改正前の別海町職員の給与に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす、とするものです。

第4項は、規則への委任。

「前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」とするものでございます。

以上で、議案第76号から議案第79号までの内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第76号から議案第79号までの4件について内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第16 議案第80号

○議長（松原政勝君） 日程第16 議案第80号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（今野健一君） 議案第80号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

町立別海病院の出張医に支給される報酬額については、本条例により13万円以内と規定されていますが、これまで出張医師へ支給していた旅費の一部が報酬に当たるとの指摘を受けたことに伴い、当該旅費を支給しないことといたしました。

しかし、支給しないこととした一部の旅費を含めて医師派遣の条件としていた経緯もあり、出張医師確保の重要性の見地から、減額となった該当旅費相当額を報酬に加算して支給するため、支給可能な報酬の上限額を現在の13万円以内から17万円以内に変更しようとするものです。

また、出張医師が手術や分娩などの特別な業務に従事した際には、これまで別海病院の要綱により、基本報酬とは別に、実績に応じて手当等を支給していましたが、今回の報酬額の改定にあわせて、特別な業務に従事した際の実績相当分の報酬の支給について明文化するため条例の一部を改正するというものです。

それでは、議案の内容を説明いたします。

議案は24ページ、議案資料では33ページになりますが、議案の朗読は省略し、議案

資料により説明いたします。

議案資料の33ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

別表第1、区分の欄の7項、病院等の診療業務委嘱医師及び学校医の報酬額について、「13万円以内」を「17万円以内。ただし、手術、分娩等特別な業務に従事した場合は、実績に応じて町長が規則で定める額を支給することができる。」とするものです。

附則としまして、「この条例は、平成31年1月1日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第80号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第80号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第17 議案第81号

○議長（松原政勝君） 日程第17 議案第81号別海町立児童遊園地設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉課長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 福祉課長。

○福祉課長（干場みゆき君） 議案第81号別海町立児童遊園地設置条例の一部を改正する条例について内容説明をいたします。

議案の26ページをお開きください。

本条例の一部改正は、別海町立児童遊園地の一つであります別海旭町児童遊園地について、現在の設置条例から削除し、廃止しようとするものです。

これまでの当該遊園地の利用については、昭和45年に設置後、昭和62年から学校法人宝誠学園別海くるみ幼稚園に、園児の外遊びの場として一般児童の利用に支障なく利用することなどを条件に無償で使用を許可し、2つの用途で利用してきました。

これまでも児童遊園地と園児の外遊びとして、あり方について町内会関係者等の御意見を伺うなど、協議を重ねてきましたが、今般、園からの当該遊園地の買い取り要望を受け、改めて遊園地の所在する町内会に利用実態等を確認したところ、地域の児童が放課後や休日に利用している状況は見受けられず、類似施設の「憩いの森公園」や児童館の利用により子供の遊び場等は確保されている、との回答をいただいたところです。

このことを受けまして、町としましては、現在の実態に即した利用が適当であると判断したことから、町立旭町児童遊園地を廃止しようとするものです。

改正内容は、議案資料により御説明いたします。

議案資料の34ページ、新旧対照表をお開き願います。

右側が現行条例で、左側が改正後の条例で、下線部分が改正箇所であります。

第2条の表、別海町立旭町児童遊園地の項を削るものです。

附則として、「本条例は、公布の日から施行する。」ものです。

以上で、議案第81号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第81号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

---

### ◎日程第18 議案第82号

○議長（松原政勝君） 日程第18 議案第82号工事請負契約の締結について（中西別上風連線改良舗装工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第82号の内容説明をいたします。

議案の27ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結にあたり予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、中西別上風連線改良舗装工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、1億8,446万4,000円（内消費税及び地方消費税額1,366万4,000円）。

4、契約の相手方、野付郡別海町別海常盤町5番地、高玉建設工業株式会社、代表取締役社長、高玉政行。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募の期間は、10月16日から11月5日までの休日を除く15日間。

応募者数は5者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は11月29日。

高玉建設工業株式会社、株式会社別海、山下建設株式会社、寺井建設株式会社、島影建設株式会社の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除きます最高入札価格は1億7,200万円、最低入札価格は1億7,080万円で、最低入札者であります本案の高玉建設工業株式会社と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から翌年の11月20日までを予定としております。

工事の内容につきましては、議案の資料で御説明いたします。

議案資料の35ページをお開きください。

36ページまでが本案工事の資料となります。

工事の場所ですが、図面の中央上、中西別市街から矢臼別演習場入口に向かう計画路線中、赤色の実線で表示した区間となります。

工事の概要ですが、赤色の実線で示す572.275メートルについて、車道の幅員5.5メートルで改良舗装工事を行うものです。

資料の36ページには、本路線の土工定規図を記載しておりますが、詳細な内容につきましては、説明のほうを省略させていただきます。

以上で、議案第82号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第82号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

---

### ◎日程第19 議案第83号

○議長（松原政勝君） 日程第19 議案第83号工事請負契約の締結について（根室中部3号主要幹線改良舗装工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第83号の内容説明をいたします。

議案の28ページになります。

本案は、工事請負契約の締結にあたり予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、根室中部3号主要幹線改良舗装工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、5,886万円（内消費税及び地方消費税額436万円）。
- 4、契約の相手方、野付郡別海町別海常盤町5番地、高玉建設工業株式会社、代表取締役社長、高玉政行。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、10月16日から11月5日までの休日を除く15日間。

応募者数は5者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は11月29日。

高玉建設工業株式会社、株式会社別海、山下建設株式会社、寺井建設株式会社、島影建設株式会社の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は5,550万円、最低入札価格は5,450万円で、最低入札者であります本案の高玉建設工業株式会社と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から翌年の9月20日までを予定としております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の37ページをお開きください。

38ページまでが本案工事の資料となっております。

37ページの図面ですが、工事の場所は、図面の右側、国道243号線から中央の道道別海厚岸線を交差いたしまして、国道243号線に接続する計画路線中、赤色の実線で表示した区間となります。

工事の概要ですが、赤色の実線で示す280メートルについて、車道の幅員5.5メー

トルで改良舗装工事を行うものです。

資料の38ページには、本路線の土工定規図を記載しておりますが、詳細な内容につきましては、説明のほうを省略させていただきます。

以上で、議案第83号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第83号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

---

### ◎日程第20 議案第84号

○議長（松原政勝君） 日程第20 議案第84号財産の取得について（生活バス）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第84号の内容説明をいたします。

議案の29ページをお開きください。

本案は、財産の取得にあたり予定価格が1,500万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、取得する財産の種類及び数量、生活バス1台。

2、取得の方法、指名競争入札による契約。

3、取得価格、2,745万3,600円（内消費税及び地方消費税額203万3,600円）。

4、取得の相手方、標津郡中標津町東13条南1丁目1、東北海道いすゞ自動車株式会社中標津支店、支店長、赤川逸男。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

入札の執行は11月20日で、東北海道日野自動車株式会社中標津営業所、東北海道いすゞ自動車株式会社中標津支店の2者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札額は2,582万円、最低入札価格は2,542万円で、最低入札者であります本案の東北海道いすゞ自動車株式会社中標津支店と現在仮契約中であります。

なお、納期は、翌年の7月26日までとしております。

取得する財産の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の39ページをお開きください。

事業名は平成30年度生活バス購入事業で、上春別線での利用を予定としております。

購入物品名は中型路線バス（ノンステップ）になります。

主要諸元ですが、型式、いすゞ2KG-LR290J3、乗車定員は54名、全長8.990メートル、全幅2.300メートル、全高3.045メートル、総排気量5.193

リットル、最大出力210馬力となっております。

40ページには、正面図・背面図・側面図を記載しております。

以上で、議案第84号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第84号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

ここで会議を10分間休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時11分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

#### ◎日程第21 議案第85号

○議長（松原政勝君） 日程第21 議案第85号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町児童デイサービスセンター）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉課長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 福祉課長。

○福祉課長（干場みゆき君） 議案第85号公の施設に係る指定管理者の指定について内容説明をいたします。

議案の30ページをお開きください。

別海町児童デイサービスセンターについては、平成21年度から指定管理者による管理運営を行ってまいりましたが、平成31年3月31日をもって現在の指定管理期間が満了することから、指定管理による管理を継続するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理者の選定につきましては、本年11月13日開催の指定管理者選定委員会の審議において、児童発達分野における専門知識や、障害児への療育指導経験が豊富であり、資格職員の確保や派遣実績など、専門的なノウハウを有することが重要であることから公募は行わず、道内各地で同事業を行っている社会福祉法人北海道社会福祉事業団を引き続き指定することが適当である、との御意見をいただいているところです。

それでは、以下議案を朗読し、内容説明にかえさせていただきます。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第1号、名称、別海町児童デイサービスセンター。

第2号、所在地、別海町別海常盤町280番地。

第2項、指定管理者。

第1号、所在地、札幌市中央区大通西5丁目11番地。

第2号、名称、社会福祉法人北海道社会福祉事業団。

第3号、代表者名、理事長、吉田洋一。

第3項、指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とす

るものです。

以上、議案第85号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第85号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

---

### ◎日程第22 議案第86号

○議長（松原政勝君） 日程第22 議案第86号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町酪農工場）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○農政課長（小野武史君） はい、議長。

○議長（松原政勝君） 農政課長。

○農政課長（小野武史君） はい。

議案第86号公の施設に係る指定管理者の指定について内容を説明いたします。

議案書31ページをお開きください。

別海町酪農工場につきましては、平成26年度から指定管理者による管理運営を実施してきましたが、本年度をもって現在の指定管理期間が満了となることから、指定管理を継続するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理者の選定につきましては、本年11月13日開催の指定管理者選定委員会において、牛乳・乳製品の開発・製造・販売及び乳加工研修のノウハウを蓄積している株式会社べつかい乳業興社が行うことが適当であり、施設管理を適切に行われていることから公募によらず、株式会社べつかい乳業興社を引き続き指定管理者として指定することが妥当である、との意見をいただいているところです。

それでは、以下議案を朗読し、内容説明にかえさせていただきます。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第1号、名称、別海町酪農工場。

第2号、所在地、別海町別海132番地2。

第2項、指定管理者。

第1号、住所、別海町別海132番地2。

第2号、名称、株式会社べつかい乳業興社。

第3号、代表者名、代表取締役社長、佐藤次春。

第3項、指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とするものです。

以上、議案第86号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第86号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

---

◎日程第23 議案第87号

○議長(松原政勝君) 日程第23 議案第87号公の施設に係る指定管理者の指定について(別海町農漁村加工体験施設)を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○農政課長(小野武史君) はい、議長。

○議長(松原政勝君) 農政課長。

○農政課長(小野武史君) はい。

議案第87号公の施設に係る指定管理者の指定について、内容を説明いたします。

議案書32ページをお開きください。

別海町農漁村加工体験施設につきましては、平成26年度から指定管理者による管理運営を実施してきましたが、本年度をもって現在の指定管理期間が満了となることから、指定管理を継続するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理者の選定につきましては、本年11月13日開催の指定管理者選定委員会において、加工研修等を実施するにあたり、食品加工技術のノウハウを蓄積している株式会社べつかい乳業興社が行うことが適当であり、施設管理も適切に行われていることから公募によらず、株式会社べつかい乳業興社を引き続き指定管理者として指定することが妥当である、との意見をいただいているところでございます。

それでは、以下議案を朗読し、内容説明にかえさせていただきます。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第1号、名称、別海町農漁村加工体験施設。

第2号、所在地、別海町別海132番地2。

第2項、指定管理者。

第1号、住所、別海町別海132番地2。

第2号、名称、株式会社べつかい乳業興社。

第3号、代表者名、代表取締役社長、佐藤次春。

第3項、指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とするものです。

以上、議案第87号の内容説明を終わります。

○議長(松原政勝君) 議案第87号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

---

◎日程第24 報告第13号から日程第30 報告第19号

○議長(松原政勝君) 日程第24 報告第13号専決処分の報告について(旧奥行臼駅通所主屋保存修理工事)、日程第25 報告第14号専決処分の報告について(東富岡地

区農道改良舗装工事)、日程第26 報告第15号専決処分の報告について(中西別上風  
連線改良舗装工事)、日程第27 報告第16号専決処分の報告について(根室中部3号  
主要幹線改良舗装工事)、日程第28 報告第17号専決処分の報告について(中西別上  
風連線改良舗装工事)、日程第29 報告第18号専決処分の報告について(町道別海床  
丹港線舗装修繕工事)、日程第30 報告第19号専決処分の報告について(西和地区農  
道改良舗装工事)の7件については、全て工事請負契約の変更に伴う専決処分の報告です  
ので一括報告といたします。

内容について順次説明を求めます。

なお、本件は報告のみであります。

○財政課長(寺尾真太郎君) はい、議長。

○議長(松原政勝君) 財政課長。

○財政課長(寺尾真太郎君) 報告第13号から第19号の7件について、一括して説明  
させていただきます。

議案の33ページからとなります。

報告第13号から第19号の専決処分の報告につきましては、いずれも地方自治法第  
180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されました工事請負契約に変更の  
必要性が生じ、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

各報告につきましては、専決処分書を朗読し、順次説明させていただきます。

最初に、報告第13号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年9月25日、別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

平成28年6月14日議案第62号により議決を経て締結、平成29年5月17日及び  
平成29年11月16日に専決処分した、旧奥行臼駅通所主屋保存修理工事請負契約の一  
部を次のように変更する。

契約金額「2億2,894万9,200円(内消費税及び地方消費税額1,695万  
9,200円)」を「2億2,924万800円(内消費税及び地方消費税額1,698万  
800円)」に改める。

変更の内容につきましては、発生材処分数量について、実処分数量に基づく変更により  
29万1,600円の増額となったものです。

次に、報告第14号。

議案34ページになります。

報告第14号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年10月9日、別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

平成30年7月30日議案第57号により議決を経て締結した、東富岡地区農道改良舗  
装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「5,022万円(内消費税及び地方消費税額372万円)」を「5,056万  
5,600円(内消費税及び地方消費税額374万5,600円)」に改める。

変更の内容につきましては、排水構造物工や構造物撤去工事など、概数の確定により34万5,600円の増額となったものです。

次に、報告第15号。

議案35ページになります。

報告第15号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年10月15日、別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

平成30年3月16日議案第37号により議決を経て締結、平成30年5月28日に専決処分した、中西別上風連線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「2億4,157万4,400円（内消費税及び地方消費税額1,789万4,400円）」を「2億4,324万8,400円（内消費税及び地方消費税額1,801万8,400円）」に改める。

変更の内容につきましては、当初設計では再利用する予定としておりました特殊かごについて、現地確認の結果、劣化が激しかったことなどから、新しいものを用いる必要性が生じ、167万4,000円の増額となったものです。

次に、報告第16号。

議案第36ページになります。

報告第16号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年11月8日、別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

平成30年3月16日議案第36号により議決を経て締結、平成30年5月28日に専決処分した、根室中部3号主要幹線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「2億4,289万2,000円（内消費税及び地方消費税額1,799万2,000円）」を「2億4,480万3,600円（内消費税及び地方消費税額1,813万3,600円）」に改める。

変更の内容につきましては、排水構造物工や構造物撤去工など、概数の確定により191万1,600円の増額となったものです。

次に、報告第17号。

議案37ページになります。

報告第17号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年11月12日、別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

平成30年3月16日議案第37号により議決を経て締結、平成30年5月28日及び平成30年10月15日に専決処分した、中西別上風連線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「2億4,324万8,400円（内消費税及び地方消費税額1,801万

8,400円)」を「2億4,670万4,400円（内消費税及び地方消費税額1,827万4,400円）」に改める。

変更の内容につきましては、排水構造物工や構造物撤去工など、概数の確定により345万6,000円の増額となったものです。

次に、報告第18号。

議案38ページになります。

報告第18号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年11月22日、別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

平成30年7月30日議案第58号により議決を経て締結した、町道別海床丹港線舗装修繕工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「8,618万4,000円（内消費税及び地方消費税額638万4,000円）」を「8,727万4,800円（内消費税及び地方消費税額646万4,800円）」に改める。

変更の内容につきましては、舗装工や構造物撤去工など、概数の確定により109万800円の増額となったものです。

最後に、報告第19号。

議案39ページになります。

報告第19号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年11月22日、別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

平成30年7月30日議案第59号により議決を経て締結した、西和地区農道改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「6,447万6,000円（内消費税及び地方消費税額477万6,000円）」を「6,460万5,600円（内消費税及び地方消費税額478万5,600円）」に改める。

変更の内容につきましては、排水物構造物工や構造物撤去工など、概数の確定により12万9,600円の増額となったものです。

以上で、報告第13号から第19号までの内容説明を終わります。

---

#### ◎散会宣言

○議長（松原政勝君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は、一般質問を午前10時から開きますので御参集願います。

皆さん大変御苦労さまでございました。

散会 午後 2時31分